一般社団法人 西日本建設ドローン協会

会員規則

第 1 条（目的）
本規約は、一般社団法人西日本建設ドローン協会（以下「当協会」という。）の会員制度について必要な事項を定めるものとします。

第 2 条（協会の目的）
当協会は、建設現場におけるドローンを活用した調査・点検・空撮等に関する技術の普及及び啓発を行い、建設業界の生産性向上及び安全性向上に寄与するとともに、会員相互の交流及びネットワーク形成を促進し、建設 DX の推進並びに地域社会への貢献を目的とします。

第 3 条（会員資格）
当協会の会員となることができる者は、当協会の目的に賛同し、本規約を遵守する次のいずれかに該当する者とします。当協会の定款における社員に相当します。
・法人事業者
・個人事業主
・その他、理事会が適当と認めた場合に入会を承認します。

第 4 条（入会）
入会希望者は、所定の入会申込書を提出し、当協会の承認を受けるものとします。

第 5 条（会費）
年会費は次のとおりとします。
30,000 円（税込）／年　（消費税込みです。）

初年度会費
入会時期に応じて次のとおりとします。
・入会時期 7 月 1 日～12 月 31 日の場合　初年度会費 30,000 円（税込）
・入会時期 1 月 1 日～6 月 30 日の場合　初年度会費 15,000 円（税込）

更新会費
毎年 6 月末までに翌年度（7 月 1 日～翌年 6 月 30 日）の年会費を請求します。請求後、翌月末までに納入するものとします。

第 6 条（会員特典）
会員は次の特典を受けることができます。
・ドローン国家資格取得・更新講習の受講料割引
・勉強会、セミナー、実演会への優先又は無料参加
・新商品・新技術情報の提供
・会員相互のネットワーク形成及び交流機会
・官公庁案件等の情報共有・業務の受託 / 分配
・地域貢献活動への参加機会
・当協会が別途定める各種サービス
なお、特典内容は変更される場合があります。

第 7 条（会員の義務）
会員は次の事項を遵守するものとします。
・本規約を遵守すること
・当協会の目的を理解し活動に協力すること
・会費を期限までに納入すること

・名誉又は信用を損なう行為を行わないこと
・法令を遵守すること

第 8 条（退会）
会員は、退会届を提出することでいつでも退会することができます。なお、既に納入した会費は返還しません。

第 9 条（会員資格の喪失）
会員が次のいずれかに該当した場合、会員資格を喪失させることがあります。
(1) 退会、退社したとき
(2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散、破産したとき
(3) 規定内に会費を納めなかったとき
(4) 除名されたとき
(5) 理事会の決議、または総会員の同意があったとき

第 10 条（個人情報）
当協会は、取得した個人情報を適切に管理し、協会運営及び関連事業以外の目的には使用しません。

第 11 条（規約の改定）
本規約は、理事会の決議により変更することがあります。

第 12 条（反社会的勢力の排除）
会員は、自ら又はその役員若しくは実質的な経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。会員は、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないものとします。
当協会は、会員が前二項に違反したことが判明した場合、催告を要することなく直ちに会員資格を取り消すことができます。
前項により会員資格を喪失した場合でも、既納の会費その他の金員は返還しません。

第 13 条（会員名簿及びロゴの使用）
当協会が管理する会員名簿は、協会運営及び会員相互の連携を目的として使用し、第三者への提供、複製又は営利目的での利用を禁止します。当協会の名称、ロゴマーク、シンボルマークその他知的財産については、当協会の事前の承諾なく使用することはできません。当協会は、会員であることを示す目的に限り、承認した方法で会員にロゴ等の使用を認めることがあります。会員資格を喪失した場合は、直ちにロゴその他当協会を示す表示の使用を中止しなければなりません。

第 14 条（写真・動画等の利用）
当協会が開催する講習会、セミナー、イベント、研修会等において撮影した写真、動画及び音声については、当協会の活動報告、広報、ホームページ、SNS、パンフレット、会報その他当協会の広報活動に利用できるものとします。会員は、前項の利用についてあらかじめ同意したものとします。会員が特別な事情により写真等の掲載を希望しない場合は、事前に当協会へ申し出るものとし、当協会は可能な範囲でこれに配慮します。

第 15 条（会費の未納）
会員は、当協会が定める期日までに年会費を納入しなければなりません。会費の納入期限を経過した場合、当協会は会員に対し催告を行うことができます。会費の納入期限から 6 か月を経過しても納入が確認できない場合は、当該会員は自動的に退会したものとみなし、会員資格を喪失します。自動退会となった者が再入会を希望する場合は、新たに入会申込みを行い、理事会の承認を受けるものとします。自動退会となった場合でも、既に納入済みの会費は返還しません。

附則
本規約は 2026 年 7 月 1 日より施行します。